

# 会計および監査

(記載情報は2008年12月時点のもので、変更の可能性があります)

## 会計帳簿

会社法(Companies Act)並びに所得税法(Income Tax Act)にて、会計記録の作成および保管に関する規定がされている。会社法によると、シンガポールにて設立された法人は、①会社の取引及び財政状態を表す損益計算書、貸借対照表、並びにそれらに添付する必要がある書類を準備、②経理及びその他の記録を維持、③それらの記録を監査に備えて維持、そして、④それらの記録をその後5年間、保持することが義務づけられている。遵守しない場合、会社および怠った会社役員は、S\$2,000以下の罰金又は3カ月以下の禁錮、並びに過怠金が科せられる。外国会社のシンガポール支店については、支店の運営に使われた資産およびその運営から発生した負債、並びに支店の運営に関わる損益を表す財務諸表を作成することが必要となっている。

所得税法にも規定があり、取引、事業、職業、仕事を営んだり、又は行っている者(個人、個人事業者、並びに会社等の納税者)は、収入および認められた諸控除について、確認出来るに足る記録を賦課年度の年から5年間保存しなければならない。ここでいう記録とは、①受取または支払、収入または支出を記録する会計帳簿、②請求書、伝票、領収書、その他会計帳簿への記載と照合するための書類、③取引、事業、職業、仕事に関する記録等である。税務当局による追加課税が、賦課年度経過後4年以内は出来るとされていることから、納税者としても、その間保存が必要である。会社法が適用されない個人事業主およびパートナーシップ形態で行う共同経営者も、所得税法のもとで「営利事業に関わる所得の申告(Form B/B1又はForm Pの提出)」の際に必要な記録を整えて保管しておくこと。尚、会社が発行するレターヘッド・請求書・請求明細書には、会社の登録番号を記載することが要されている。

## 会計基準

日常の経理処理については、一般的に公正妥当と認められた処理に従うことが重要である。つまり、①必要な帳簿(仕訳帳、総勘定元帳、補助簿等)を揃え、②売上高は出荷を基に認識、原価については適正なる原価計算方式に則り、③棚卸資産については取得原価にて認識し、低価基準にて評価し、④費用の認識については発生主義を採用することである。要するに「真实性の原則」「発生主義」「重要性の原則」「継続性の原則」等に則っていれば、特に経理上問題になることはない。

国際会計基準審議会(IASB)が承諾・公表する、財務諸表作成にあたって準拠すべき国際財務報告基準(IFRS)の採用は、シンガポールにおいては、2003年よりシンガポール公認会計士協会(ICPAS)に代わって、会計基準審議会(ASC、当時の機関名称は、CCDG=企業開示・統治審議会)により、財務報告基準(FRS)として承認され施行されている。会社法で、会計基準への準拠が要されている。よって、ASCが発表している財務報告基準第1号「財務諸表の表示」に準拠するよう努める必要がある。

財務報告基準第21号「外国為替レート変動の影響」に従って、会社はその機能通貨を決定し、且つ、別途に表示通貨を決定し、その表示通貨にて報告することとされている。機能通貨とは、「企業が活動する主な経済環境の通貨」であり、表示通貨は「財務諸表で示される通貨」と定義されている。表示通貨は、機能通貨と同一でも、又は異なった通貨でも宜しく、会社の任意で決められる。キャッシュ・フロー計算書の作成は、財務報告基準第7号に準拠するよう。会社が子会社を有する場合、財務報告基準第27号「連結及び別途財務諸表」に準拠する必要がある。ただし、子会社を有する親会社であっても、親会社が更に、(シンガポール内外の)他の会社の100%子会社である場合は、究極的な持株会社でないで、一定の要件を満たせば、連結財務諸表の作成が免除される。資産等は当初認識後、財務報告基準(第36号

「資産の減損」等)に従って、減損があるかを判定し会計処理及び開示する必要がある。金融商品については、財務報告基準第39号「金融商品:認識および測定」に準拠して、金融商品の種類および保有目的などにより、それぞれ認識および測定すること。

財務報告基準第2号「棚卸資産」では、後入先出法は認められなくなっており、個別法で処理できない資産については、先入先出法か、加重平均法での標準処理が一般的である。会社が従業員に、未使用の有給休暇の1年間繰越を認めているのが一般的であるが、人件費を適切に期間費用・債務認識する会計処理が、財務報告基準第19号「従業員給付」で必要とされている。

財務報告基準第108号「オペレーティング・セグメント」では、セグメント別の財務情報の開示が義務付けられている。尚、シンガポール証券取引所に上場して、かつ時価総額がS\$7,500万を超える会社については、4半期毎の報告が要せられている。

## 会計監査

会社法によると、シンガポールにて設立された法人は、設立後3カ月以内に1名以上の会計監査人を任命して、会計監査を受けることが義務付けられている。休眠中の私的非公開会社(Private Company)又は除外私的非公開会社(Exempt Private Company/株主が20名以下の個人株主のみで構成されている会社)で、かつ、年間売上高がS\$500万以下である場合、会計監査義務が免除されている。ただし、発行株式の(合計)5%以上を有する株主からの要求がある場合は、会計監査を受ける必要がある。外国会社のシンガポール支店については、支店の運営に関わる財務諸表を会計・企業監督局(Accounting & Corporate Regulatory Authority:略称ACRA)へ届け出する際、監査済みであることを要されていることから、会計監査を義務付けられている。

会計監査やレビューは、ICPASが定めた、次の基準書・実務書など:(a)監査基準書(SSA):(b)シンガポール監査実務ステートメント(SAP):(c)シンガポール・レビュー業務

基準書(SSRE):(d)シンガポール・保証業務基準書(SSAE):(e)関連サービス業務のシンガポール基準書(SSRS):(f)品質管理のシンガポール基準書(SSQC);並びに(g)監査ガイドダンス・ステートメント(AGS)に従って行われる。これらシンガポール監査基準書・実務書などは、主に、国際会計士連盟(IFAC)の国際監査・保証基準審議会(IAASB)より公表された、同様の監査基準書・実務書などに基づいている。

会計監査人は、証明基準である監査基準書第700号に準拠して、依頼のあった会社へ、監査意見書又は監査報告書と呼ばれる証明書を発行する。監査の結果、適正であるとみなされた場合には、無限定の適正監査意見書が出される。通常、監査意見書には、監査基準に準拠して実施され、また、会社法および会計基準書に準拠し財務諸表が適宜に作成されていて、かつ、財務諸表が会社の財政状態、経営成績、株主持分の変動、並びに、キャッシュ・フローについて真正且つ公正な概観を示していることが記される。さらに、会社法で必要とされている会計およびその他の記録が保管されているかも記している。ただし、「……を除いて」(‘Except for …’)又はこれに類似する用語が記されている監査意見書は、監査の結果、大方において適正であるが、「除外事項」として注記された点でなんらか適正でないか準拠していないことを示している限定的意見書である。不適正意見又は意見差し控えとなることもある。

## 財務諸表の届け出

会社法の定めで、シンガポールにて設立された会社は、決算日後6カ月以内(シンガポール証券取引所に上場している公開会社については、4カ月以内)に、年次株主総会を開催し、財務諸表、取締役報告書等を提出し、株主総会での承認を受け、総会の開催日後1カ月以内に、それらの書類を年次申告書(AR)に添えて、ACRAへ提出することを要されている。私的非公開会社の場合、全株主の同意があれば、年次株主総会を開催せず、書面だけによる決議が認められている。除外私的非公開会社については、支払い能力を有することを宣言する証明書をACRAへ提出すれば、財務諸表の提出が免除される。

届け出を怠った会社及び役員は、S\$10,000以下の罰金又は2年以下の禁錮が科せられる。外国会社のシンガポール支店については、本社の財務諸表に加え、支店の運営に関する財務諸表(監査済みのもの)を本

社の年次株主総会後2カ月以内に、ACRAへ届け出ることが義務付けられている。怠った会社及びその役員、並びに、その怠りに関与する支店の代理人には、S\$1,000以下の罰金と過怠金が科せられる。

また、上記の財務諸表(外国会社の支店の場合、支店の運営に関する財務諸表)を法人所得申告書(Form C)に添えて内国歳入庁(IRAS)へ賦課年度の所定の期限までに提出することを要せられている。賦課年度(Y/A)とは、暦年ベースで、会社が決めた決算日の翌年をさす。例えば、2009年12月31日が決算日である会社は、賦課年度2010年となり、2010年3月31日が決算日である会社は、賦課年度2011年となる。さらに、会社の適用する決算日から3カ月以内に、推定課税所得(ECI)の申告をすることが義務付けられている。

## 法人税

税率は、個人については累進課税率が適用され、法人税については、特別優遇措置が与えられている企業を除き、課税法人所得(税法基準で計算した課税される利益額)に対し3段階税額計算方式にて課税される。課税法人所得の内最初のS\$10,000は、その4分の1の額、次のS\$290,000は、その2分の1の額、そして、S\$300,000を超えた額に17%の税率で課せられる。新規に設立された除外私的非公開会社(および、対象年度を通じて、最低10%を保有する個人株主が一人いる新設会社)に対しては、設立より最初の3賦課年度の間は、課税所得の内最初のS\$100,000は免税され、次のS\$200,000は、その2分の1の額、そして、S\$300,000を超えた額に17%の税率で課せられる。

グループ・リリーフ(英国で採用されている損益振替型に似た)制度により、グループ内のある法人に生じた欠損金及び同期未控除の税務上の減価償却額を、グループ内の別の法人の課税所得から控除することが出来る。シンガポールに設立された親会社と持ち株割合75%以上のシンガポールにて設立された子会社との間、又は、共通のシンガポールにて設立された親会社をもつシンガポールにて設立された75%以上の子会社の間という最低適用要件がある。

欠損金については、株主構成に50%を超えた変動がなければ、将来に渡って、無期限に繰越せ、将来の法人所得と相殺が出来る。また、一定の要件を満たせば、一定の限度額まで、繰戻しすることができる。当地では、キャピタル・ゲインに対する課税はない。た

だし、投資(証券、不動産等)を業としている場合は、課税対象となる。

## 源泉課税

シンガポールにおける源泉徴収は、非居住者又は外国法人に対し特定の国内源泉所得を支払う場合に要せられる。例えば、日本の親会社へ支払う貸付利子についての源泉徴収率は租税条約により10%、ロイヤルティー(使用料)については10%、動産の賃貸料については15%、非居住取締役に対する報酬については20%を徴収し、その徴収の日に属する月の翌月15日迄にIRASへ源泉徴収税額を納付すること。テクニカル及びマネージメント・フィー(シンガポール国内にて役務の提供がされた場合)については17%の源泉徴収が必要であるが、これは最終確定税額ではなく、IRASへ任意申告し、源泉税還付が受けられる。

## 消費税

1994年4月1日より実施された消費税(Goods and Services Tax:略称GST)制度だが、税収に占める間接税の割合を高める方針で、過去に標準税率が引き上げられ現行の7%となっている。直近12カ月間のGST課税対象売上高実績又は予想売上高がS\$100万を超える事業者は、GST局へ課税業者としての登録を義務付けられている。上記に該当しない事業者でも、任意に登録を申請することができる。GST登録した事業者は、通常、4半期毎に所定の申告書を当局へ提出し(国内での課税対象となる物品又は役務の提供の際に、顧客より徴収する)仮受GSTと(課税対象の仕入又は出費の際に支払った)仮払GSTの差額を精算(納付あるいは還付)することになる。申告書提出の遅延については、遅延期間1カ月につきS\$200の科料、納付遅延については、まず遅延納付額の5%相当及び遅延期間1カ月につき2%の延滞税が課せられる。

### 情報提供

**Avic NAC**  
エイビック・エヌエイシー  
(JT NAC PAC)  
(Stamford Associates)  
(Pannell Kerr Forster)

**Tel: 6235-7016 Fax: 6235-7017**  
abasa@ntti.net.sg  
sg@abasa.biz